

湖沼水質保全計画 環境省



平成19年3月19日に開催された公害対策会議幹事会で、湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼である(1)霞ヶ浦、(2)印旛沼、(3)手賀沼、(4)琵琶湖、(5)児島湖について、関係府県知事が作成した第5期「湖沼水質保全計画案」が了承され、計画が正式決定されました。

各湖沼の湖沼水質保全計画においては、湖沼の水質保全に資する事業及び各種汚濁源に対する規制等による水質保全対策を総合的かつ計画的に推進し、それぞれの湖沼の水質改善を着実に進めようとしています。第5期計画は、18年度から22年度までの5年間を対象とし、それぞれの湖沼について、(1)22年度までに達成すべきCOD、全窒素、全燐の水質目標値、(2)水質保全方針、実施する(3)水質保全事業、(4)水質保全規制やその他の措置などを示しています。また、今回の湖沼水質保全計画より、平成17年の改正湖沼水質保全特別措置法等において導入された流出水対策、既存の工場・事業場等への負荷量規制などに関する施策が盛り込まれました。その概要は以下の通りです。

- (1)長期ビジョン：湖沼特性等を踏まえ、望ましい湖沼の水環境及び流域の状況等に係る将来像を明らかにした長期ビジョンについて関係機関や関係者と共有する。
- (2)水質の保全に関する方針
 - 計画期間：湖沼特性等を踏まえ、関係する諸計画との整合性を図りつつ、適切な期間を設定する。
 - 基本的な考え方：着実な水質改善による水質環境基準の確保を目途としつつ、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等によるそれぞれの湖沼の特性に応じた水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する。
 - 水質目標値：計画最終年度に目指すべき化学的酸素要求量(COD)、全窒素、全りんの水質目標値を掲げる。
- (3)水質の保全に資する事業：発生源対策として、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の施設整備を行うとともに、湖内の底泥しゅんせつ、浄化用水の導入、流入河川の直接浄化等の浄化対策を行う。
- (4)水質の保全のための規制その他の措置：工場・事業場排水対策、生活排水対策、面源負荷対策、緑地の保全その他自然環境の保護等の施策を行う。
- (5)その他水質保全のために必要な措置：公共用水域の水質の監視強化、調査研究の推進、地域住民等の協力の確保等を行う。
- (6)流出水対策推進計画：流出水対策地区を指定し、農地や市街地等から流出する汚濁負荷削減のための対策の重点的、集中的な実施を図る。

当社では、総量規制項目の多検体・短納期分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2007年3月19日付 EICネット
環境省 報道発表資料

水質分析箇所 平出優香